

生命保険見直し術 → 個人契約編



前回、前々回と生命保険のいわゆる”落とし穴”について説明させていただきました。つぎに、『では、どのように保険を見直せばいいのか』について考えてみます。今回は、個人契約についてです。まずは、既加入保険の内容から・・・

◆ 既加入の定期付終身保険

契約成立日 平成 7年 (1995年) 6月24日	契約年齢 35歳	社員配当金支払方法 積立	主契約の保険期間 終身	主契約の保険料払込期間満了の日 平成37年 (2025年) 6月23日
◆ 死亡・高度障害のときの保険額 裏面の補足説明1参照				
支払事由	定期保険特約の保険期間中 <ステップ期間中> 平成 7年 6月24日から 平成17年 6月23日まで	定期保険特約の保険期間満了後 終身 平成17年 6月24日から 終身	* * *	* * *
実質のとき	① 50,000,000円	7,000,000円	* * *	* * *
実質以外のとき	50,000,000円	7,000,000円	* * *	* * *
◆ 主契約と特約の内容 [] 内は、(保険期間を表わします。)		◆ 保険料の内容		
主契約 (普通終身保険) [終身]		払込方法(回数)	払込期間	払込期月
① 死亡・高度障害保険金額 7,000,000円		年1回	30年払込	毎年 6月
定期保険特約 [10年更新]		払込保険料合計 () 内は、うち主契約の保険料です。		
特約死亡・高度障害保険金額 43,000,000円		定期保険特約の保険期間中	② (11,977円)	
		<ステップ期間中>	185,353円	
		定期保険特約の保険期間満了後	(15,569円)	
		<ステップ期間経過後>	15,569円	

- ① 現在の保障は5,000万円。このうち終身保険700万、定期特約4,300万です。
- ② 現在の保険料は年払185,353円。このうち終身11,977円、定期特約は173,376円です。定期特約は10年更新型。保険料は10年ごとにアップしますが、その時の保険料は書かれていません。

改善策

終身保険は残し、10年更新型定期特約を見直す。

◎もとの保険の保険料の範囲内で、見直しプランを追加します。

◆ 収入保障プランとは・・・

次ページ →

将来必要な生活資金は、おこさまの成長などにつれて逡減していきます。そういったライフサイクルにあわせて保障額が逡減する保険です。

- ① 万が一の際、定期保険の50万円の外、ご遺族に毎月30万円の年金が支払われます。
例) 38歳で死亡された場合、毎月30万円が23年(計8280万円)。
例) 45歳で死亡された場合、毎月30万円が16年(計5760万円)。
年金は一括で受け取ることもできます。例) 38歳死亡で、6000万円
- ② 保険料は、ずっと一定です。年間167,586円を60歳まで。



★ 結果として、元の保険の終身保険を生かしながら、むだの多い定期特約を見直すことができました。また、最適な保険は一人ずつ違うものです。ご質問は当事務所まで。プランニングもいたします。



担当 渋谷 洋子